

2018年11月28日

審 査 請 求 書

原子力規制委員会 御中

審査請求人 総代 満田 夏花  
総代 阪上 武  
総代 武藤 類子

行政不服審査法の規定に基づき、次の通り審査請求を致します。

一. 審査請求人の氏名及び住所  
(別紙1) 351名

二. 審査請求に係る処分

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（平成30年9月26日／原規規発第1809264号）

三. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日  
2018年（平成30年）9月26日

四. 審査請求の趣旨及び理由

「2. 記載の処分を取り消す。」との決定を求める。理由は「別紙2」参照

五. 処分庁の教示の有無及びその内容  
なし

六. 審査請求の年月日

2018年（平成30年）11月28日

七. 口頭意見陳述会の開催

希望する

八. 執行停止の申立て

執行停止を申立てる

## 審査請求の理由

原子力規制委員会は平成30年9月26日、日本原電東海第二原発にかかる設置変更許可を行った。

東海第二原発は、運転開始から40年たつ老朽原発であること、東日本大震災で被災した原発であること、30km圏内に96万人もの人が居住するのにもかかわらず原発事故時の避難計画の実効性については審査されていないことなど、多くの問題があるが、今回、日本原電の「経理的基礎」に関して審査請求を行うものである。

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号では、「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること」としている。

しかし、以下の理由で日本原電には、経理的基礎があるとは言えない。

### 1. 日本原電の財務状況

原子力規制委員会は、経理的基礎について、原子炉の再稼働に必要な工事に要する資金だけを問題にし、これが調達できるか否かという非常に狭い判断基準で審査を行っているが、そうではなく、経理的基礎は日本原電の財務状況から総合的に判断されるべきものである。その場合、以下の状況からも明らかのように、日本原電には経理的基礎があるということとはできない。

#### 1) 概要

日本原電は、敦賀原発1・2号機、東海第二原発が動いていた2003～2010年の純利益の平均は17億円であったが、東日本大震災以降2011年～2017年の平均は25億円の赤字である（日本原電の有価証券報告書による）。

2011年以降、発電量はほぼゼロであるが、東京電力、関西電力、中部電力、北陸電力、東北電力から、毎年1,000億円以上の電気料金収入を得て、延命している状態である。その額は、総額8,794億円にもものぼる（2011～2017年度）。すなわち、日本原電の延命のための資金を、日本原電から1Whも買っていない電力ユーザーが負担している状況である。

日本原電は、東日本大震災により原子力安全・保安院の指示による「緊急安全対策」の設備対応により、運転資金は逼迫した。2012年4月に1,040億円の短期借入で繋いだのが、翌年以降、借り換えの担保がなく、東京電力を除く4社の債務保証によりようやく資金ショートを免れた。債務保証による借り換えは毎年続いており、取引銀行がこれ以上の貸し出しを渋る背景にある。

#### 2) 資産性が疑わしい巨額の建設仮勘定

日本原電の建設仮勘定は1,660億円であり、純資産1,562億円を上回っている。この建設仮勘定の内容は明らかではないが、現在、更地の状態の敦賀3,4号機であるとすれば、その完成および運転の可能性は低く、資産性は疑わしい。資産性がないとすれば、債務超過となる。

日本原電は、事業運営として①既設発電所運営の強化、②敦賀発電所3,4号機増設計画の推進、③福島第一原子力発電所への支援、④廃止措置の安全かつ効率的な実施と事業の拡大、⑤英国ホライズン・プロジェクトへの積極的な支援、⑥原子燃料サイクルの推進、⑦研修施設や知見を有効活用した原子力人材育成事業の推進、⑧美浜原子力緊急事態支援センターの運用を通じた電力各社の災害対応への支援と支援機能の高度化、の8点を挙げている(有価証券報告書、7頁)。このうち建設仮勘定の対象となる有形固定資産の建設としては、②敦賀発電所3,4号機増設計画が主要な割合を占めると考えられる。敦賀3,4号機は2004年に建設準備工事を開始し、以来14年間にわたって建設仮勘定を蓄積してきたからである。

しかし、2018年3月期の日本原電の設備計画には敦賀発電所3,4号機の増設計画は記載されていない(有価証券報告書、16頁)。これは、「原子力発電所の新增設に係る国のエネルギー政策の方向性が明確になっていない状況にあり、政策の動向によっては、本計画の大幅な変更等、当社の業績は影響を受ける可能性がある」(有価証券報告書、9頁)からである。

以上を踏まえると、以下の2点を吟味する必要がある。第1に、日本原電自身が設備計画に盛り込めないような敦賀発電所3,4号機増設計画にかかる建設仮勘定は、いったん取り崩すべきではないかという点である。なぜなら、『財務会計の概念フレームワーク』において、「資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう」(第3章、4項)とされており、「ここでいう支配とは、……報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態をいう」(同上、脚注(2))。敦賀発電所3,4号機増設計画は、日本原電の設備計画に盛り込まれておらず、この意味でペンディング状態になっており、そこから生み出される便益を享受できる状態にあるとは必ずしもいえないからである。言い換えれば、これをおこなわない限り、財務健全性は担保されない。つまり、経理的基礎に疑義が生じる。

第2に、日本原電の経理的基礎の有無に関する判定は、「国のエネルギー政策の方向性」が明確になるまで、おこない得ないという点である。より具体的には、建設仮勘定をこのまま計上しておくためには、敦賀3,4号機の増設と運転開始を国として保証するほどの政策決定が不可欠であるが、現在はそれがなされていない状況である。

### 3) 東海第二原発しか収益を生み出す発電所がない

日本原電の所有する4つの原発のうち、敦賀原発1号機は廃炉が決まっている。敦賀原発2

号機は、建屋直下の断層が、原子力規制委員会が設置した外部有識者会合によって、「地盤をずらす可能性のある断層」と認定されたことにより、再稼働は極めて困難な状況にある。既に廃炉措置が進められている東海原発を含めて、日本原電には東海第二原発以外に収益を生み出す発電所がない。

#### 4) 廃炉・再処理費用

日本原電は、「解体引当金に関する省令」に従い、廃炉費用の引当てを行ってきた。以前は40年の稼働を前提に、毎期の「発電量に応じて」引当ての決まりであったが、東日本大震災以降の原発停止によって引当てができない状況となり、引当方法を「定額法」に変更し、引当期間を50年に延長する措置がとられた。敦賀原発1号機は、予定していた稼働期間をまたずに廃炉となり、敦賀原発2号機についてもその可能性が極めて高い。日本原電は、2017年度で約2,000億円を引当てているが、会計上の措置であり、現金化されているわけではない。現金化には困難を伴い、特に建設仮勘定の資産性が疑わしい場合は極めて困難となるおそれがある。また、廃炉費用が、引当金の範囲内に収まる保証はない。

再処理費用については、2016年の再処理積立管理法の改正（2018年施行）により、指定認可法人「再処理機構」が設立され、日本原電は、未払い再処理費用の拠出が迫られることとなった。再処理機構は、日本原電の2017年度（指定期日2018年3月30日）の支払金額を約1,100億円と定めており、今後支払いが求められる。これも日本原電の経理的基礎を悪化させる要因となる。

## 2. 「借入金による資金調達の見込み」は確認できていない

原子炉の再稼働に必要な工事に要する資金を問題にした場合でも、本件許可処分が不当であることを明らかにする。

原子力規制委員会は、以下のように記述している。（平成30年9月26日「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について」）。

「当委員会は、過去の借入れにおいては、取引銀行から受電電力会社による債務保証が融資条件とされていたことから、申請者に対して借入れによる調達の見込みが確認できる書面を示すよう求めた。これに対し申請者は、東海第二発電所の受電電力会社である東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社が資金支援を行う意向を表明した書面を提出した。これにより、本件申請に係る工事に要する資金のうち、借入金による調達の見込みがあることを確認した」

日本原電は、再稼働のための工事に要する資金として、約1,740億円を調達しなければなら

ないとしている。また、特定重大事故対処設備の設置が5年以内に義務化されている。他原発の特定重大事故対処設備費の実績からみて、800億円程度の費用がかかると予想される。すなわち安全対策費として合計2,500億円以上が必要となる。

日本原電の財務状況からして、そのほとんどを借り入れによって賄うしかない。上記によれば、原子力規制委員会は、借入金については、取引銀行からの借入金の調達の可否を問題にしていることがわかる。

原子力規制委員会はこれを確認するために、平成29年11月14日の審査会合において、日本原電に対して、債務保証の枠組みとして、だれが債務保証を行うのか、その意思はどうかについて、書面で示すことを要求した。

日本原電は平成30年3月14日付で、東京電力と東北電力の二社に対して、支援の意向を文書で出すように求める書面を提出したが、この中で、「電気料金前払、債務保証等によって弊社に資金支援する意向を有している旨、書面をもってご表明いただきたく…」と、「債務保証」に加え「電気料金前払」という言葉を入れている。

ここで、日本原電が「電気料金前払」という手段を入れた理由は、実際は、取引銀行は融資保証をつけても全額の貸し付けを行うことに二の足を踏んでいることを示している。

日本原電からの求めに応じて、3月30日、東北電力、東京電力から、回答書が示された。東北電力は「今後、貴社から十分な説明及び情報の提示がなされることを前提として、工事計画認可後に債務保証等により、資金支援を行う意向があることを表明いたします」とし、また、東京電力は、「工事計画認可取得後に資金支援を行う意向があることを表明いたします。」としている。しかし、両者とも「何ら法的拘束力ある約諾を行うものではないことを申し添えます」とし、東電は、「弊社における最終的な決定については、弊社内での総合的な検討結果を踏まえて判断することになる」としている。

このように、東北電力、東京電力の回答文書は、多くの前提をおいた「意向表明」でしかなく、東京電力は、「債務保証」という言葉すら使っていない。

すなわち、審査書の記載とは異なり、「取引銀行による借入金による資金調達の見込み」は確認できていない。

### 3. 実質的に破たんし、国の支援をうけている東京電力が、他社を支援することはできない。

前述のように日本原電は、まったく発電をしていないのにもかかわらず、電力各社からの巨額の「基本料金」でなんとか倒産を免れている。なかでも最も高額の基本料金を支払っているのは東電であり、その金額は2011年度～2017年度は累計3,238億円にもものぼる。しかし、東京電力には、国債発行による交付金、政府保証による融資、および他の大手電力事業

者からの負担金が「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」経由で注入されており、国や全国の電力消費者の資金で支えられているとあってよい。この仕組みは、賠償や廃炉に必要であるということで正当化されている。

東電は「しっかりとした競争力のある電源を調達してお客様にお届けして、それで収益を上げ」るとしているが、安全対策費（1,740 億円および特定重大事故対処設備の設置費用）に係る借入金を返済しなければならないことを考えれば、日本原電としては東海第二原発の売電価格は高く設定せざるをえない。

仮に追加安全対策で要したコストを 2,500 億円（1,740 億円に他原発での特定重大事故対処設備導入費の平均である 800 億円を加算）とすると、東海第二原発が再稼働した場合、2021 年 3 月に稼働して、2038 年 11 月に廃炉となる。2005 年度～2010 年度の東海第二原発の平均販売電力量は 6,254,120MWh であったため、18 年間でこの投資を回収するには、kWh 当たり 2.22 円を上乗せする必要があることになる。また日本原電が原子力損害賠償・廃炉等支援機構に支払っている一般負担金もコストを上乗せする必要がある。現在の支払い額 85.25 億円の半分が東海第二原発分であると仮定すると、kWh 当たり 0.68 円を上乗せしなければならない。

日本原電の 2011 年度以前の営業費用内訳を確認すると、おおよそ人件費 10%、燃料費 7%、再処理費用 20～30%、修繕費 15%、減価償却費 15%、廃炉費用 5%、その他費用 20%程度であった。原発が稼働していないため、今は燃料費や再処理費用は計上されていないが、再稼働後は計上される。また人件費やその他費用は 2011 年度以前よりも現在の方が増加している。よって、東海第二原発の 2005～2010 年度の平均売電単価 11.74 円/kWh に追加安全対策費 2.22 円/kWh と一般負担金 0.68 円/kWh を加算した 14.64 円/kWh が今後の凡その売電価格になる。

さらに、2011 年以降、東京電力および東北電力が東海第二原発に支払ってきた電力料は東海第二原発が再稼働し、発電することが期待されるからだったと考えられる。つまり、この間の支払い分は再稼働後の発電によって回収されるべきものであったといえる。そこで、東海第二原発の再稼働が予定される 2021 年まで東京電力と東北電力が支払うことになる電力料を推計する。両社は 2011～2017 年度まで累計 3,947 億円を支払っているため、この平均である 564 億円があと 3 年継続すると仮定した場合、計 5,639 億円となる。これを同様に 18 年間、過去の平均販売電力量で回収した場合、kWh 当たり 5.01 円となる。実質的な東海第二原発の売電価格は 19.65 円/kWh（14.64 円/kWh+5.01 円/kWh）であるとみなせる。

日本卸電力取引所のスポット市場の 2017 年度平均システムプライスは kWh 当たり 9.72 円であった。すなわち、東電からすれば、電力市場価格よりも少なくとも 5 円、2011～2021 年度までの支払い分も含めれば 2 倍にもなる、高い電力を買わざるをえないことになる。

逆に、東電が電力市場並みの価格で東海第二原発の電気を買おうとすれば、日本原電の収益は圧迫され、「経理的基礎」はますます危うくなる。

新聞調査によっても茨城県内の世論は、6割以上の多数が再稼働反対である。新協定により周辺5市にも「実質的事前同意権」が付与されたが、那珂市の市長は明確に反対を表明している。水戸市議会も反対の決議を挙げている。反対の意思を示す人の中には、東電原発事故の被災者も含まれている。こうした住民の多数の意思を尊重すべきであり、強引に再稼働を行うことは、住民や被災者の意思を無視することになる。そうした意味においても、東海第二原発の再稼働のための資金支援は、行うべきではない。

債務保証であれ、電気料金の前払いであれ、さらなる日本原電への資金支援は、国民や被害者への背任行為ともいえるべきもので、到底是認できない。